

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 20日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 川崎市幸区堀川町580番地(リットスクリア東館16階)

氏 名 日揮触媒化成株式会社

代表取締役社長 平井 俊晴

電話番号 044-556-9120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和4年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

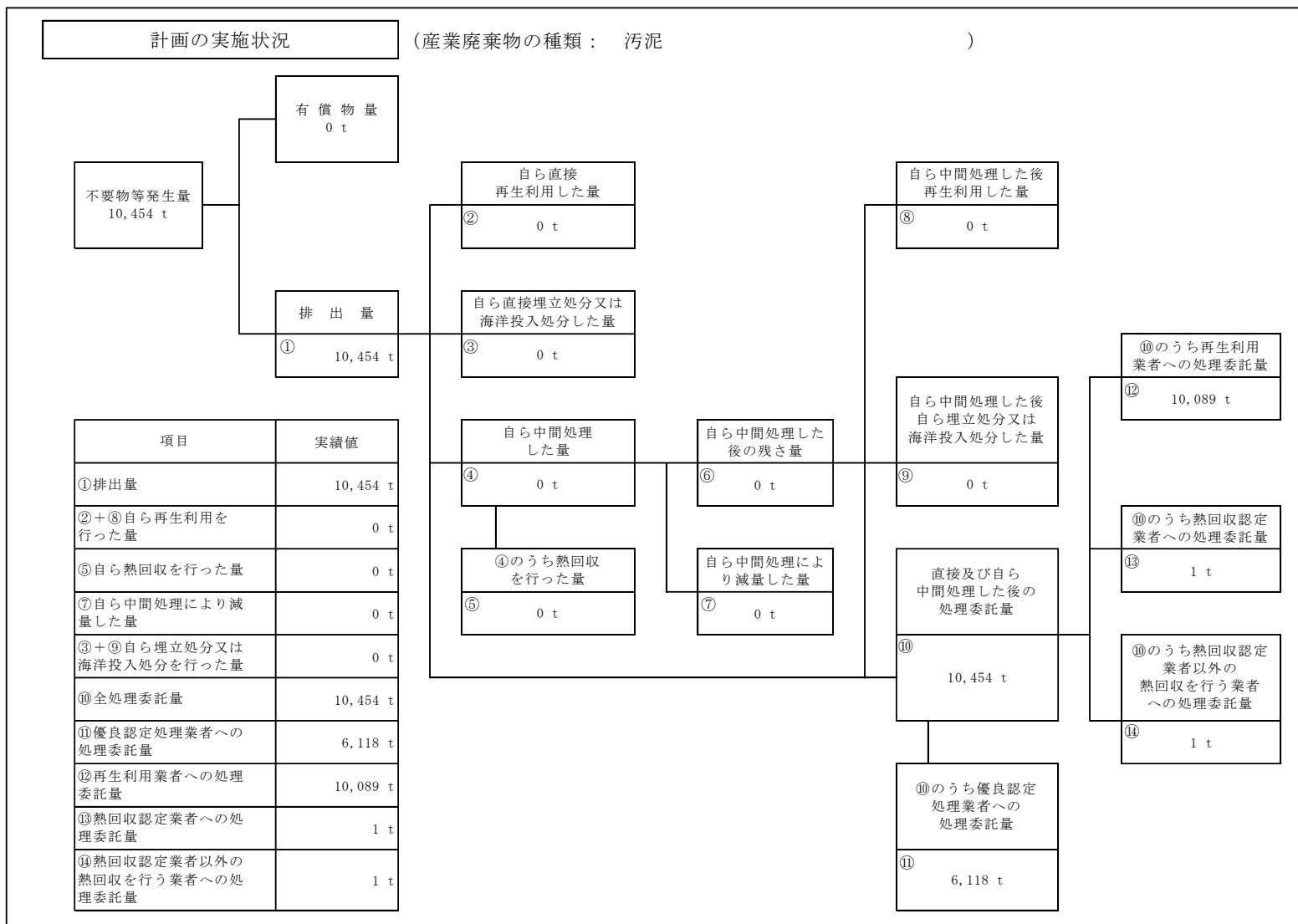
事業場の名称	日揮触媒化成株式会社 北九州事業所
事業場の所在地	北九州市若松区北湊町13番2号
事業の種類	化学工業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和 4年4月1日～令和 5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

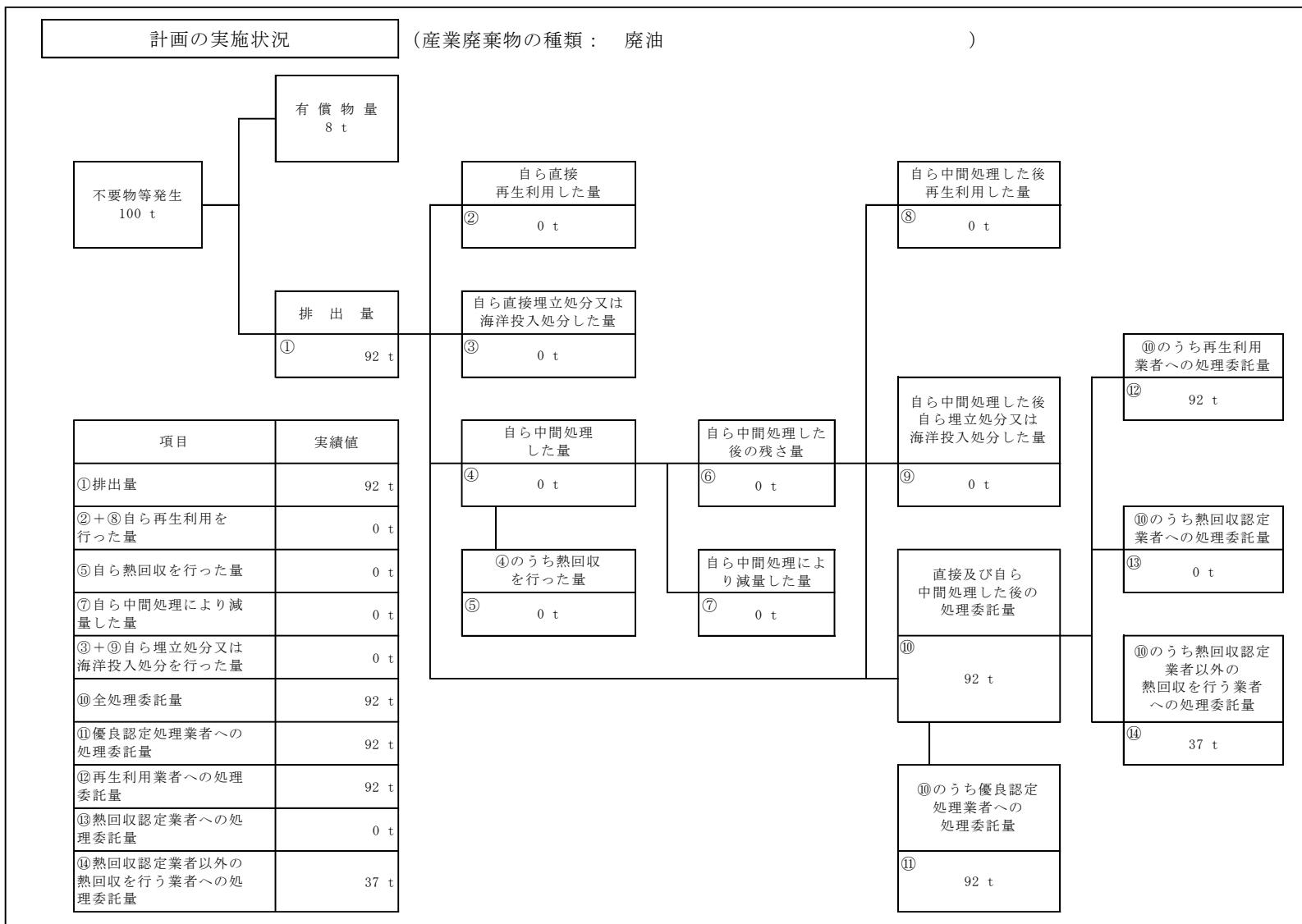
項目	目標値	項目	目標値
排出量	12,061t	全処理委託量	12,061t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	6,341t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	11,601t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への 処理委託量	0t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	50t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

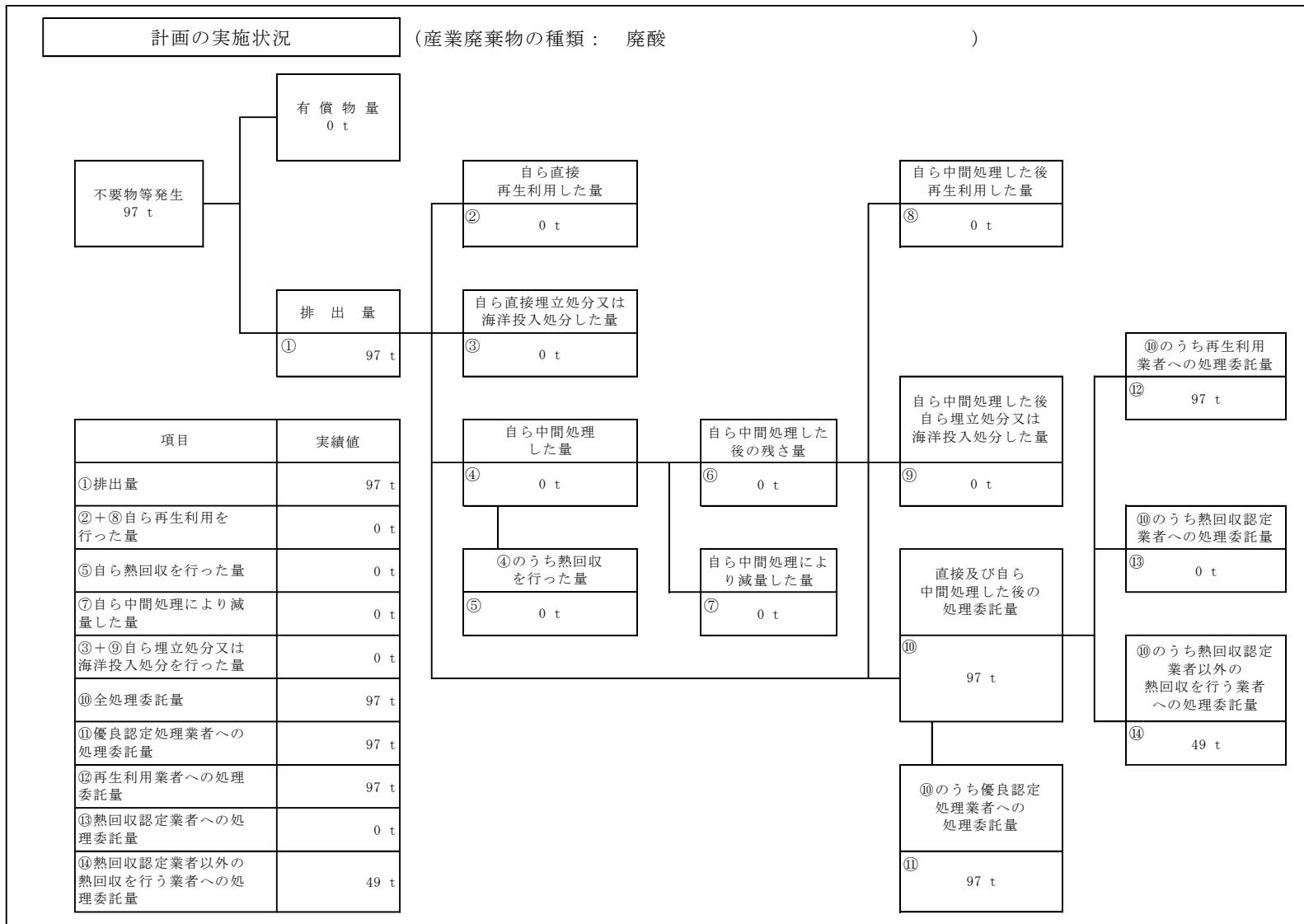
(第2面)



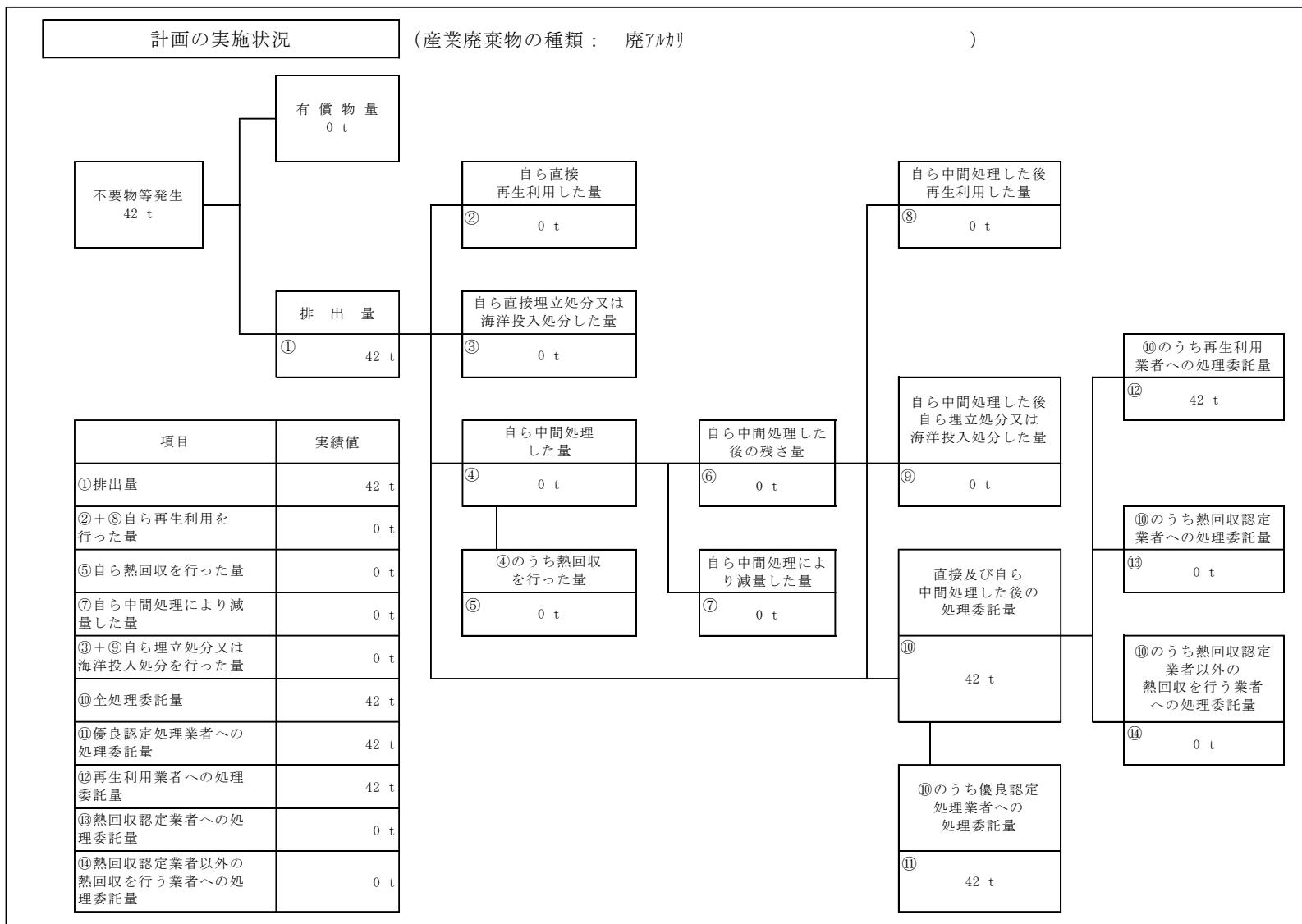
(第2面)



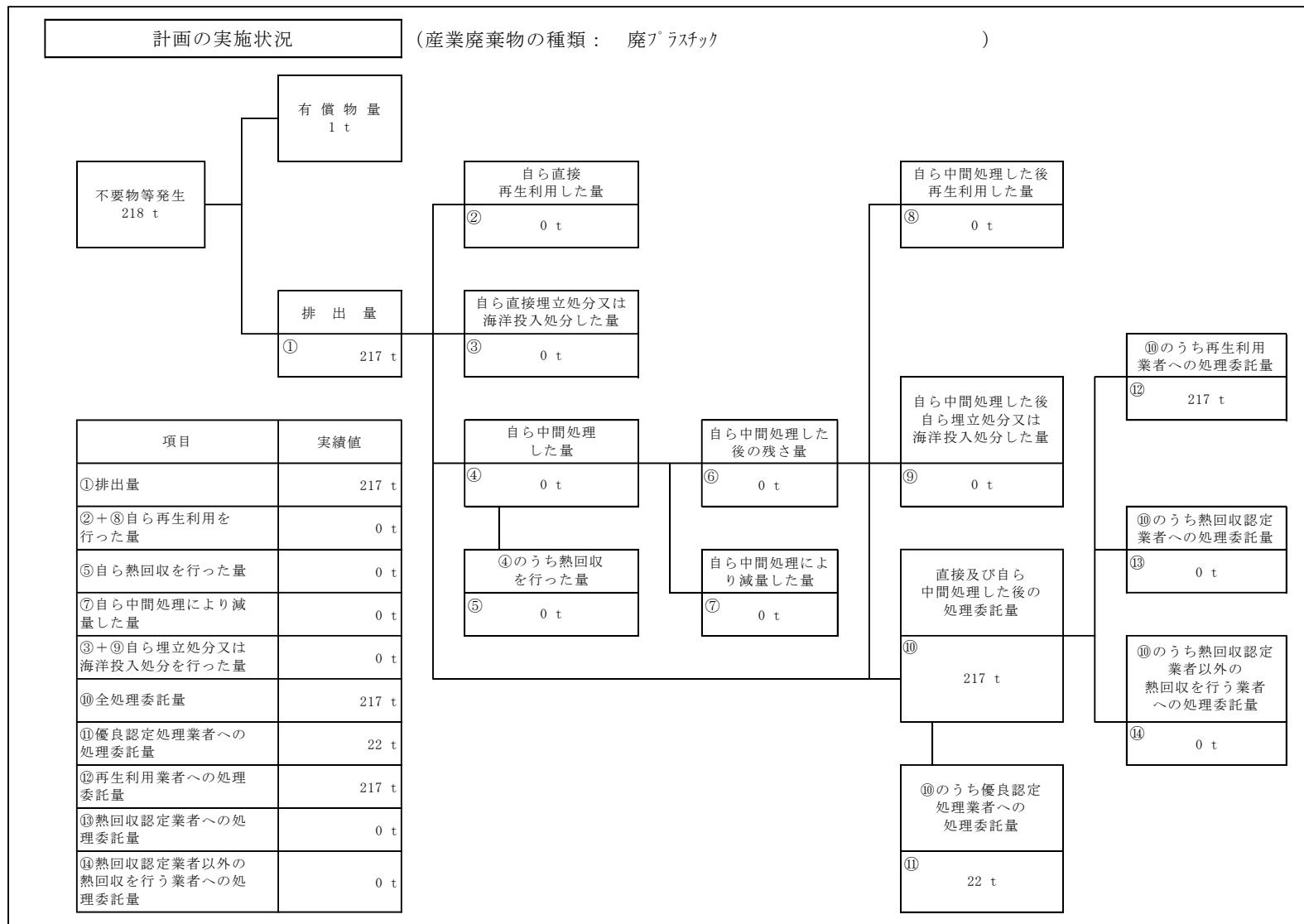
(第2面)



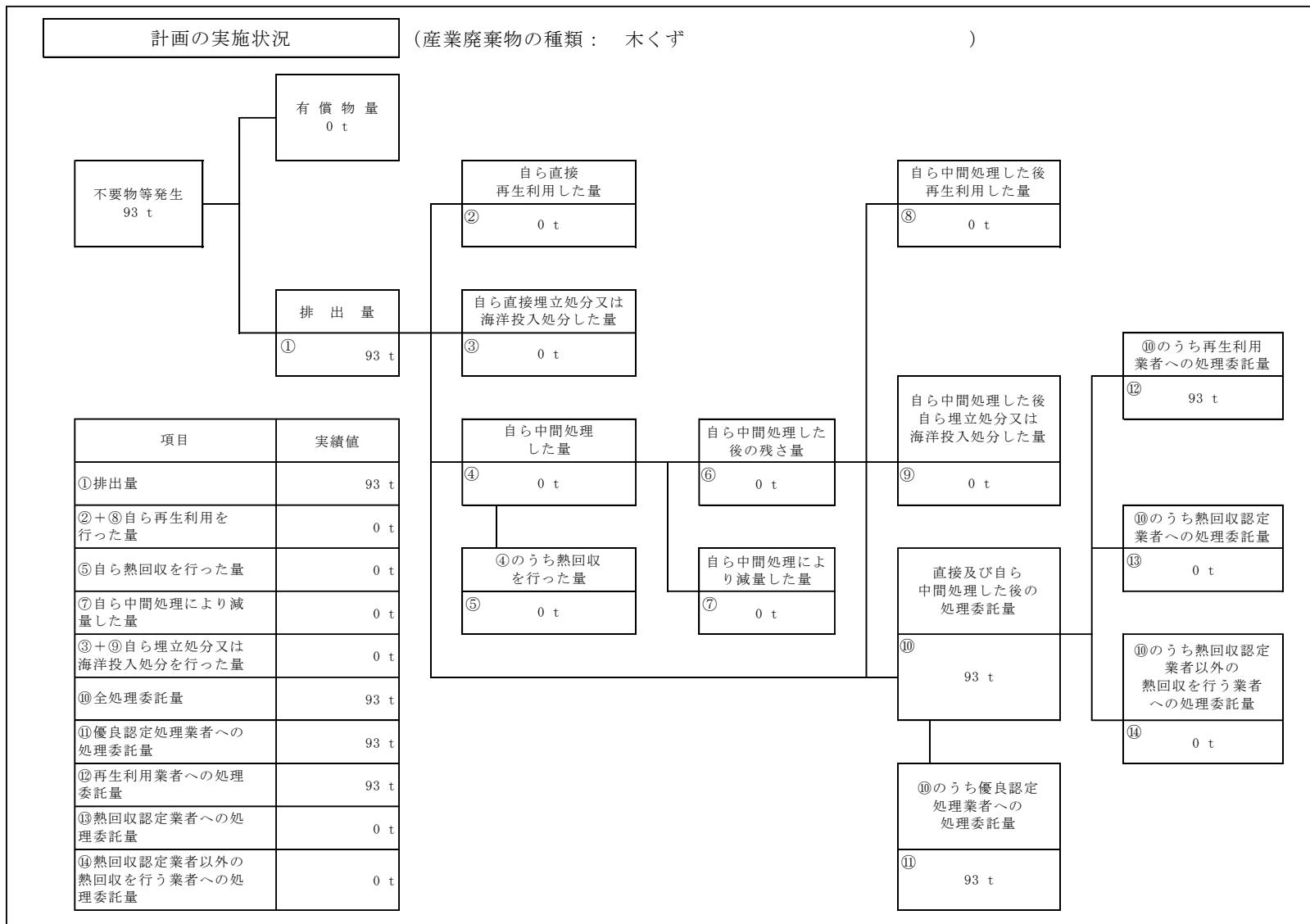
(第2面)



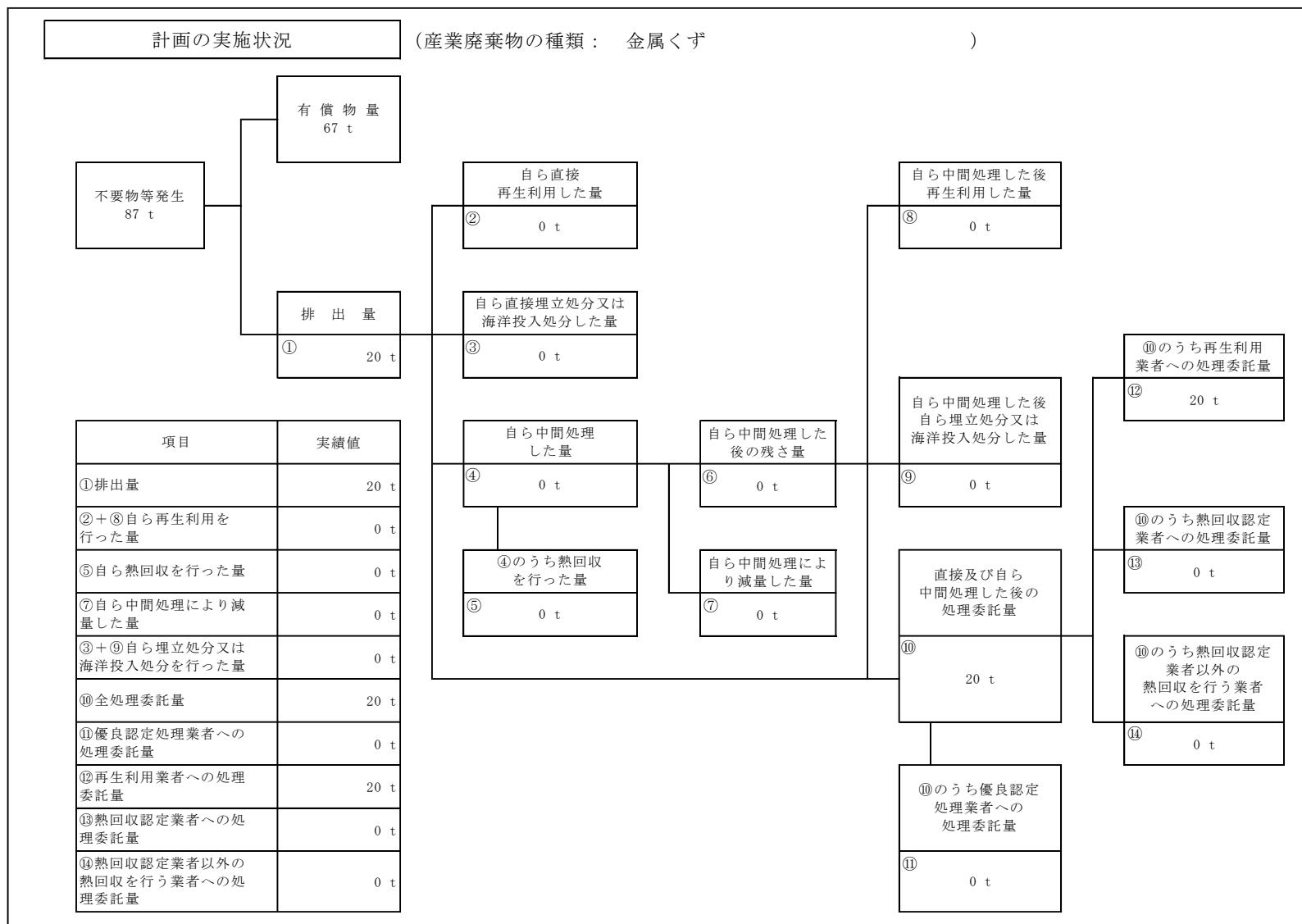
(第2面)



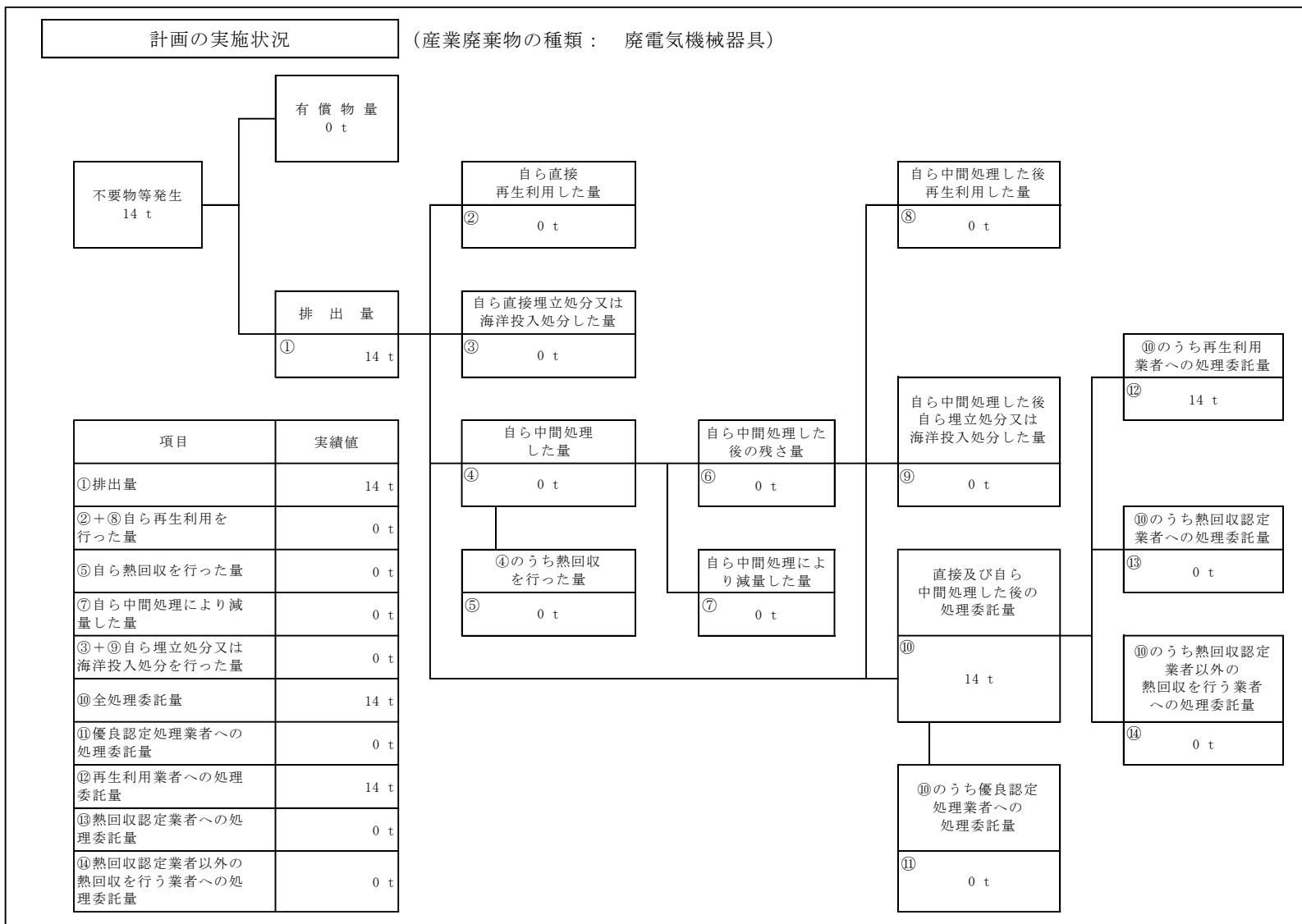
(第2面)



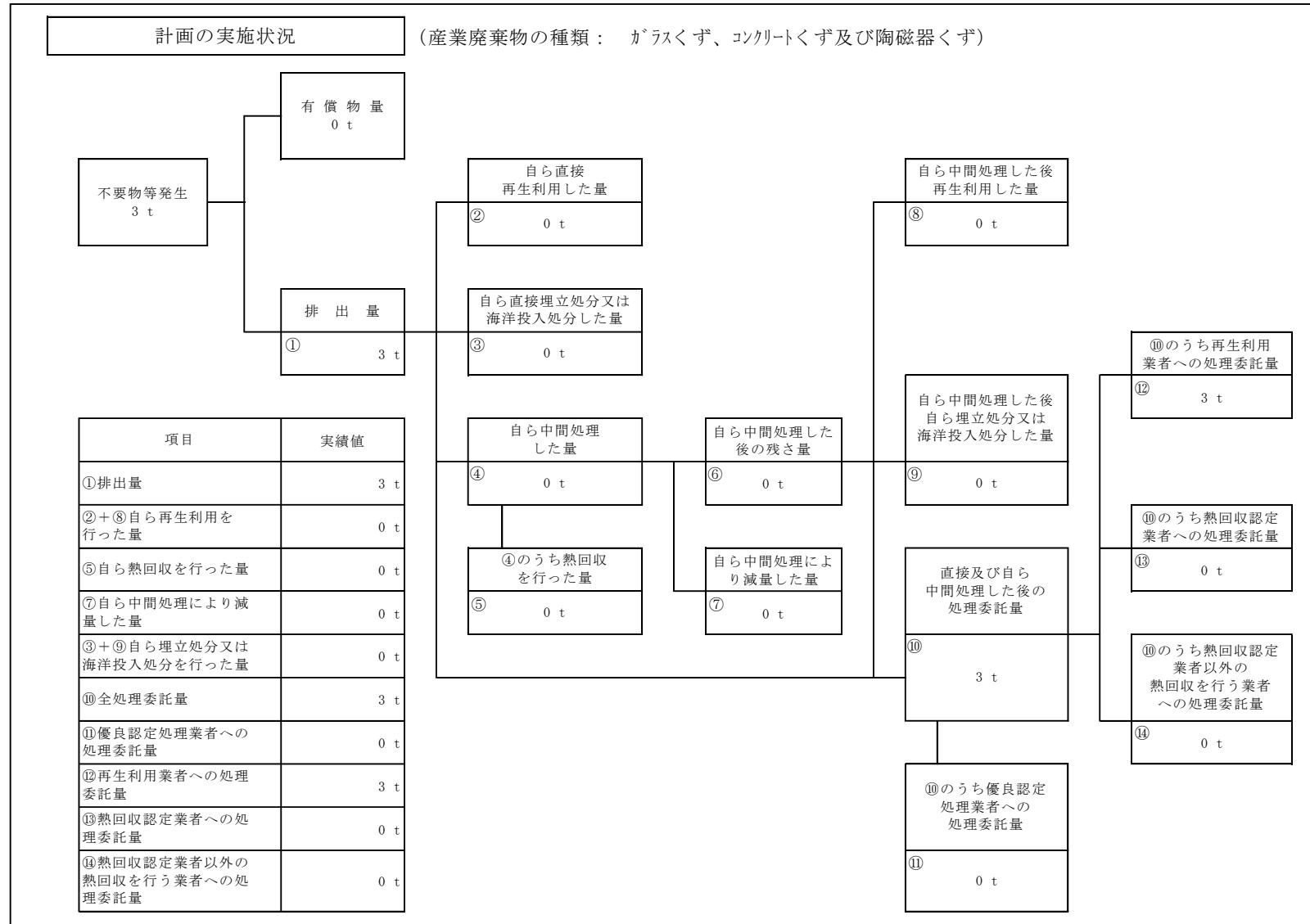
(第2面)



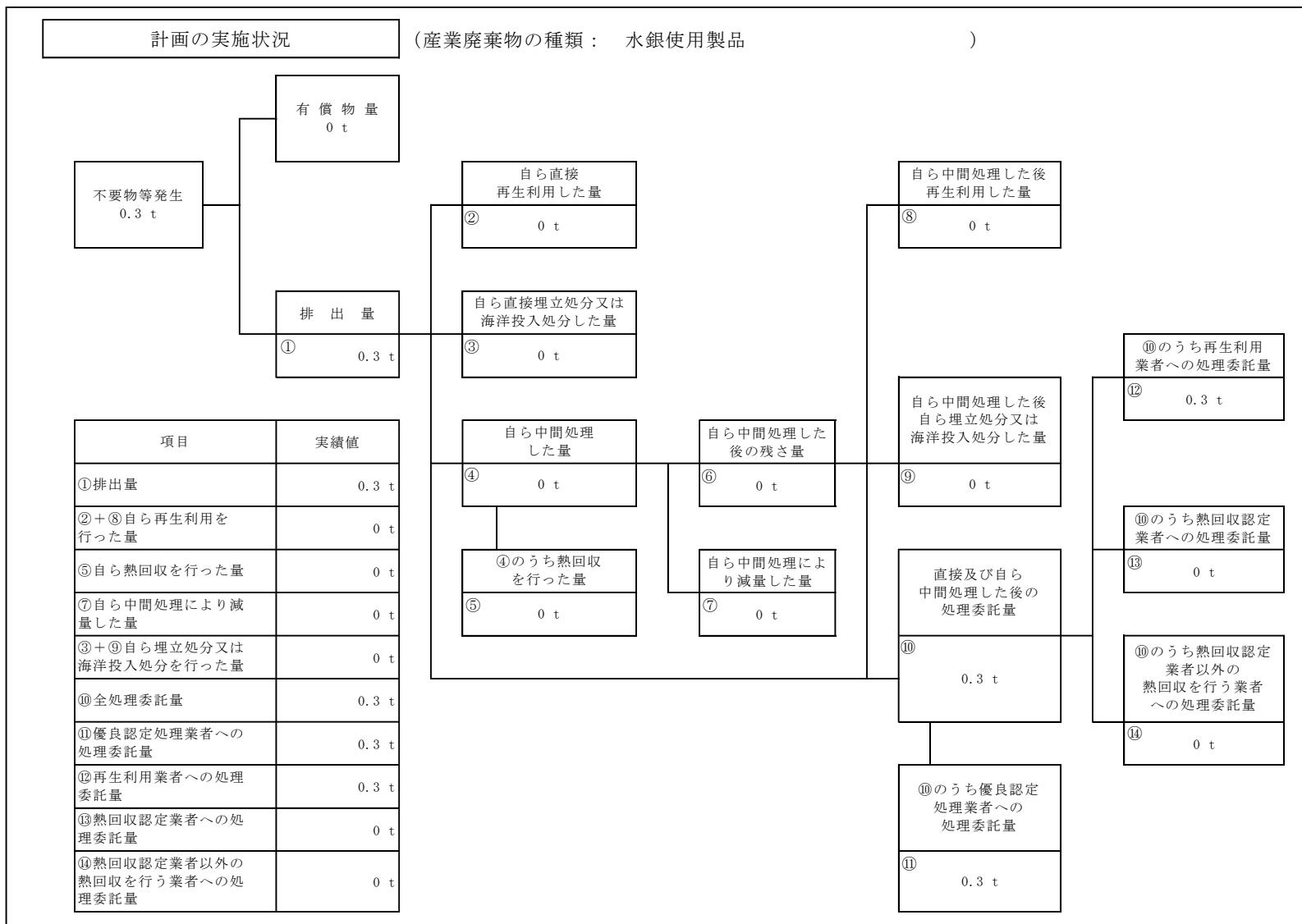
(第2面)



(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 21日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 川崎市幸区堀川町580番地(リットスコア東館16階)
氏 名 日揮触媒化成株式会社
代表取締役社長 平井 俊晴
電話番号 044-556-9120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日揮触媒化成株式会社 北九州事業所
事業場の所在地	北九州市若松区北湊町13番2号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	化学工業
②事業の規模	前年度出荷額 36,886百万円
③従業員数	正社員 351名、その他 151名、総数 502名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙とおり(別紙①参照)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<pre> graph TD A[総合品質環境委員会] --- B[事業所長] B --- C[北九州事務部] B --- D[資材・物流部] B --- E[北九州製造部] B --- F[技術部] B --- G[R&Dセンター] B --- H[環境安全管理部] I[一般廃棄物管理責任者] --- J[特別管理産業廃棄物管理責任者] </pre>		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項…別紙のとおり(別紙②参照)		
①現状	【前年度(年度) 実績】	
	産業廃棄物の種類	
排出量	t	t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
排出量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引き続き、廃油、廃プラスチック、金属くずの質による分別。	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし。引き続き、金属くずの分別をより推進。	
②計画		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和4度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行う産業廃棄物の発生なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用を行う産業廃棄物の発生なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理を行う産業廃棄物の発生なし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理を行う産業廃棄物の発生なし。		

(第4面)

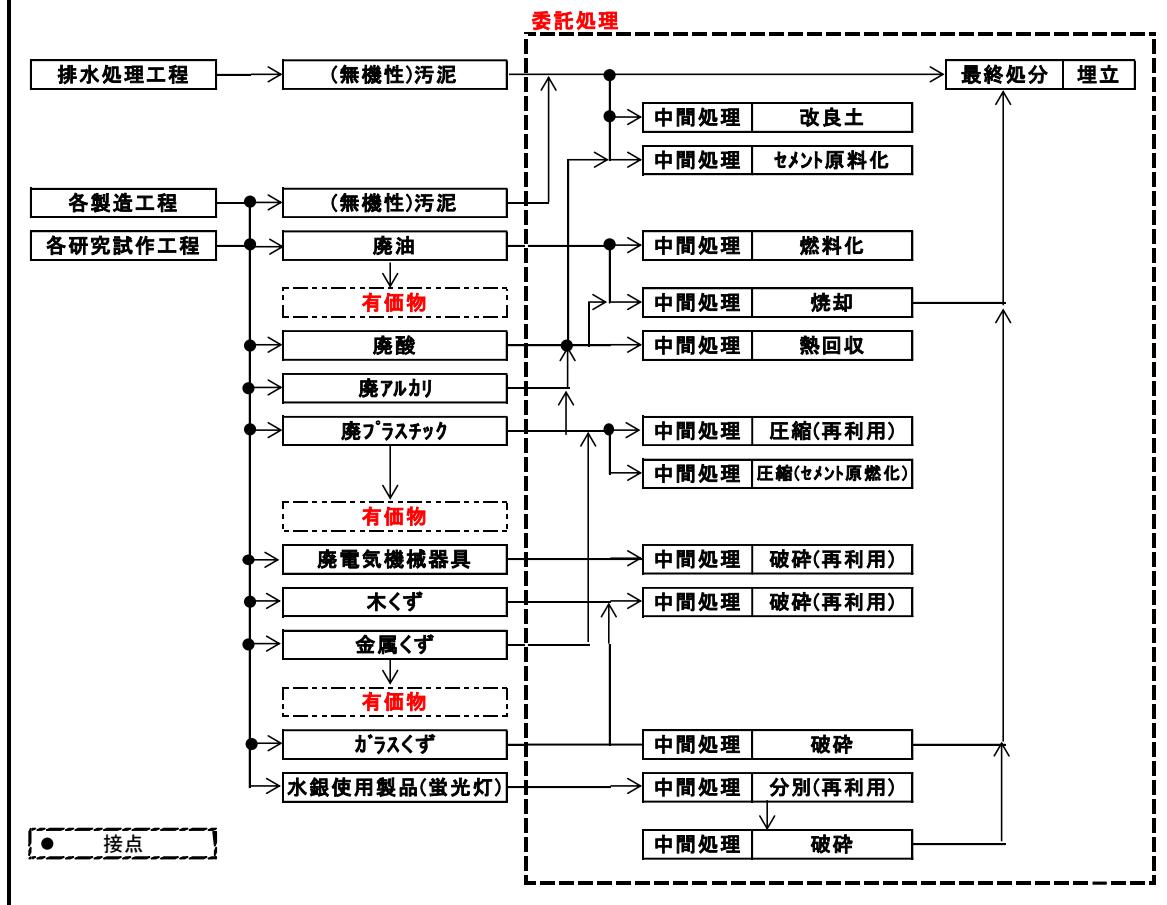
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
① 現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
自ら埋立処分を行う産業廃棄物の発生なし。			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
今後も自ら埋立処分を行う産業廃棄物の発生なし。			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項…別紙のとおり(別紙③参照)			
	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
① 現状	全処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

		【目標】	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組)	
②計画			
※事務処理欄			

別紙①(当該事業場において現に行っている事業に関する事項④に該当)



別紙②

別紙③

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十四(第八条の十七の三関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5年 6月 20日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 川崎市幸区堀川町580番地(リットスカエア東館16階)

氏 名 日揮触媒化成株式会社

代表取締役社長 平井 俊晴

電話番号 044-556-9120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	日揮触媒化成株式会社 北九州事業所
事業場の所在地	北九州市若松区北湊町13番2号
事業の種類	化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和 4年4月1日～令和 5年3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

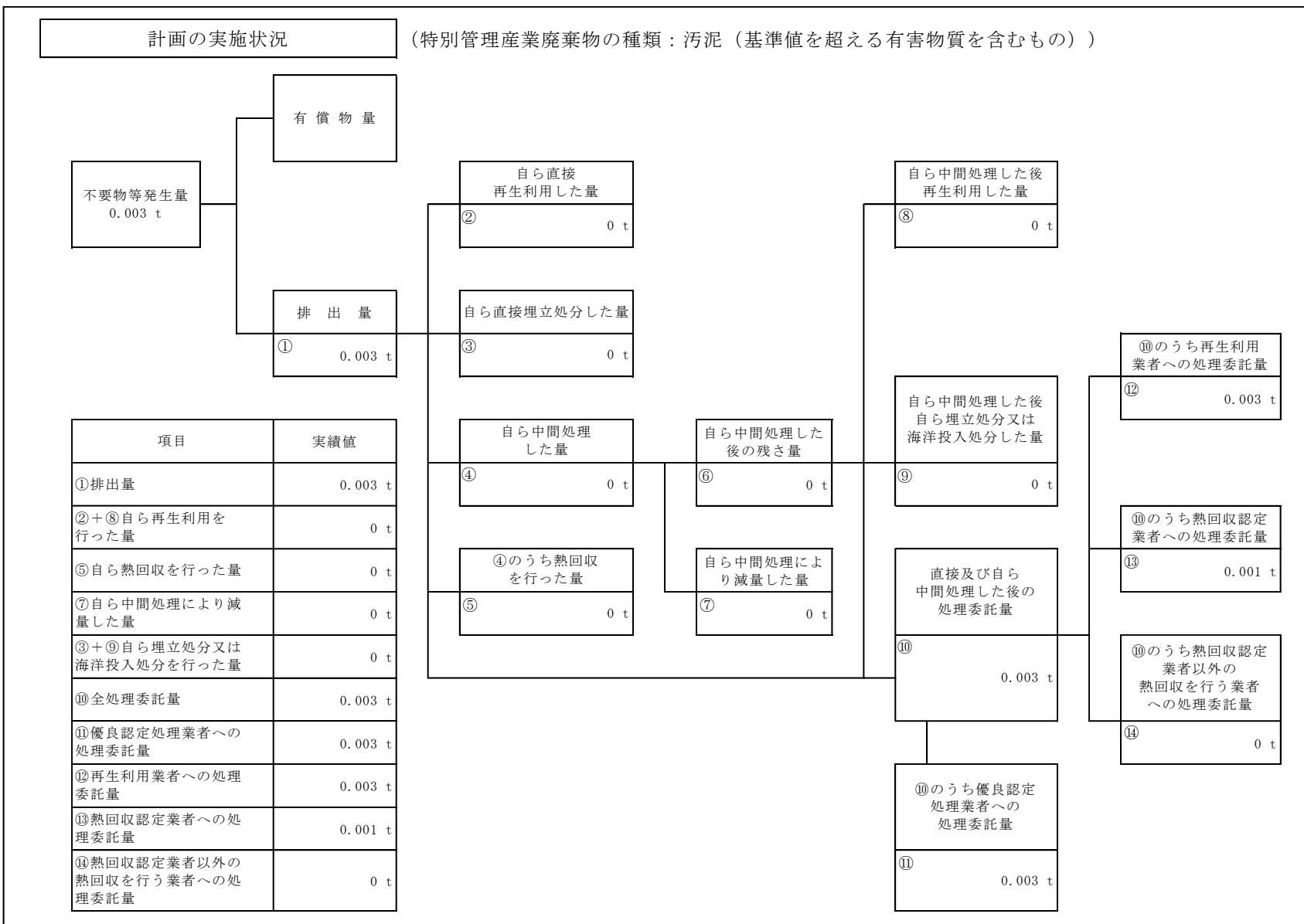
項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,026t	全処理委託量	1,026t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	優良認定処理業者への 処理委託量	986t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0t	再生利用業者への 処理委託量	1,025t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者への 処理委託量	4t
自ら埋立処分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	1,970t

電子情報処理組織の使用に関する事項

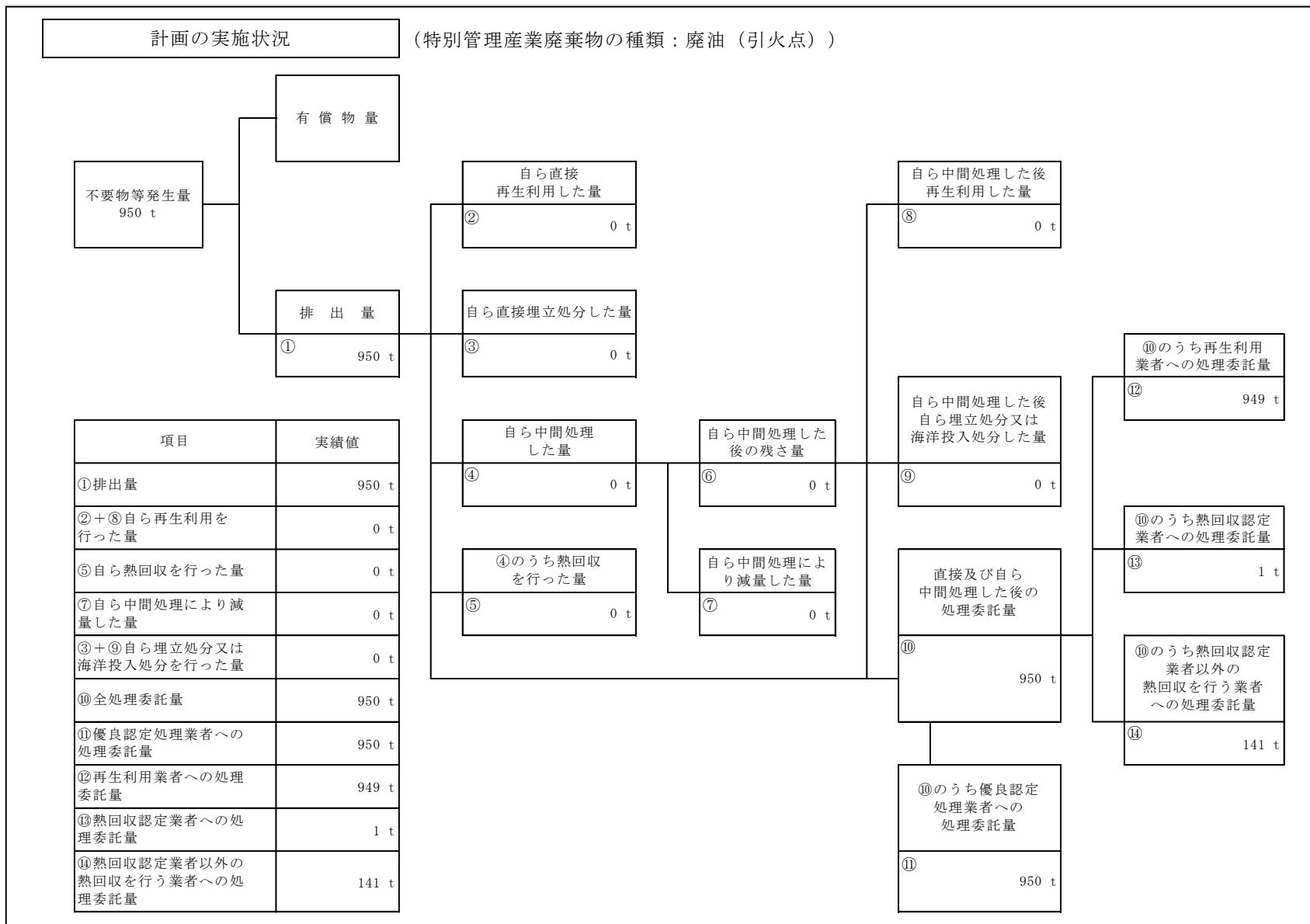
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 647t 前年度 1,013t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) 全て電子化移行済。	
※事務処理欄	

(日本工業規格 A列4番)

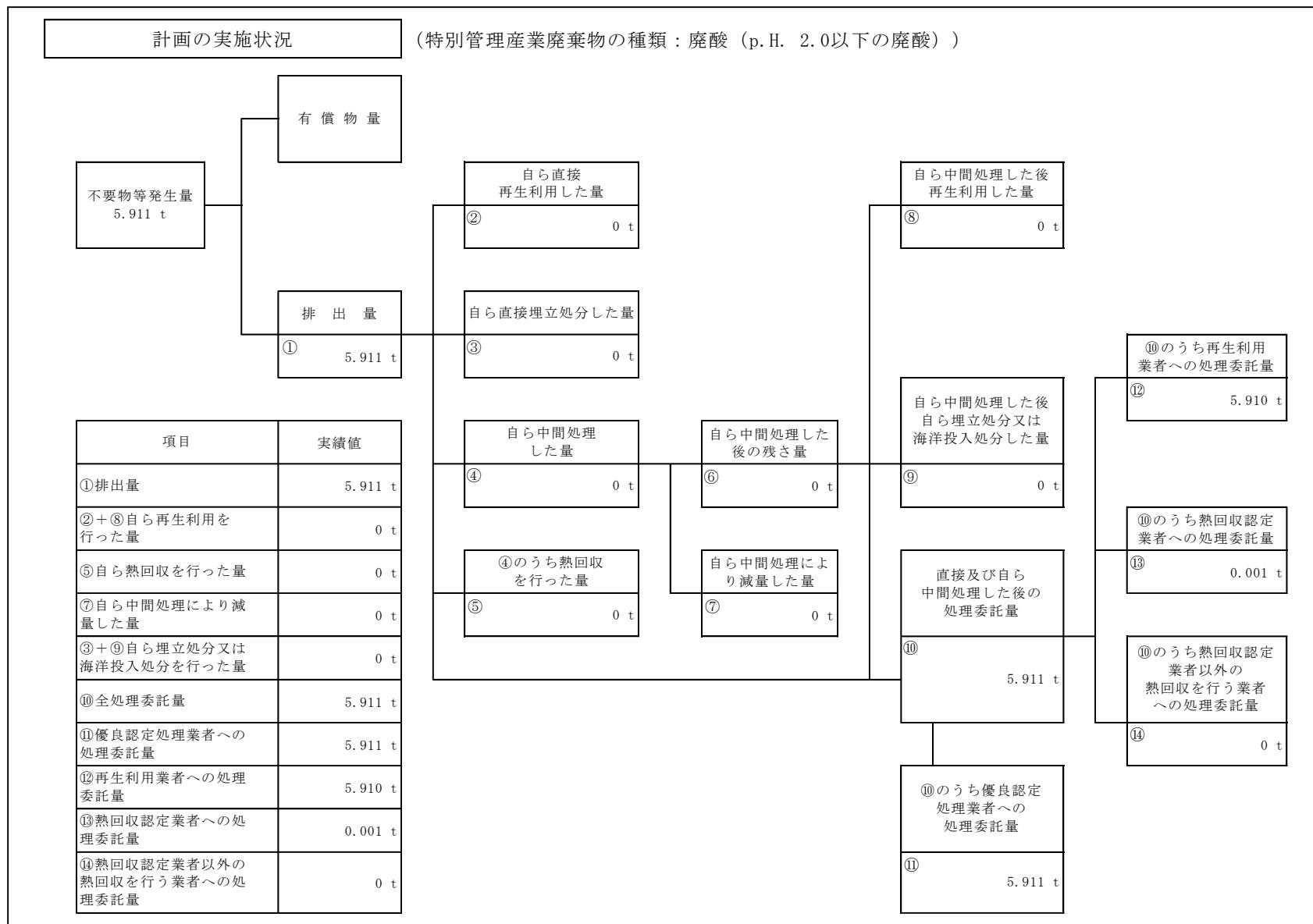
(第2面)



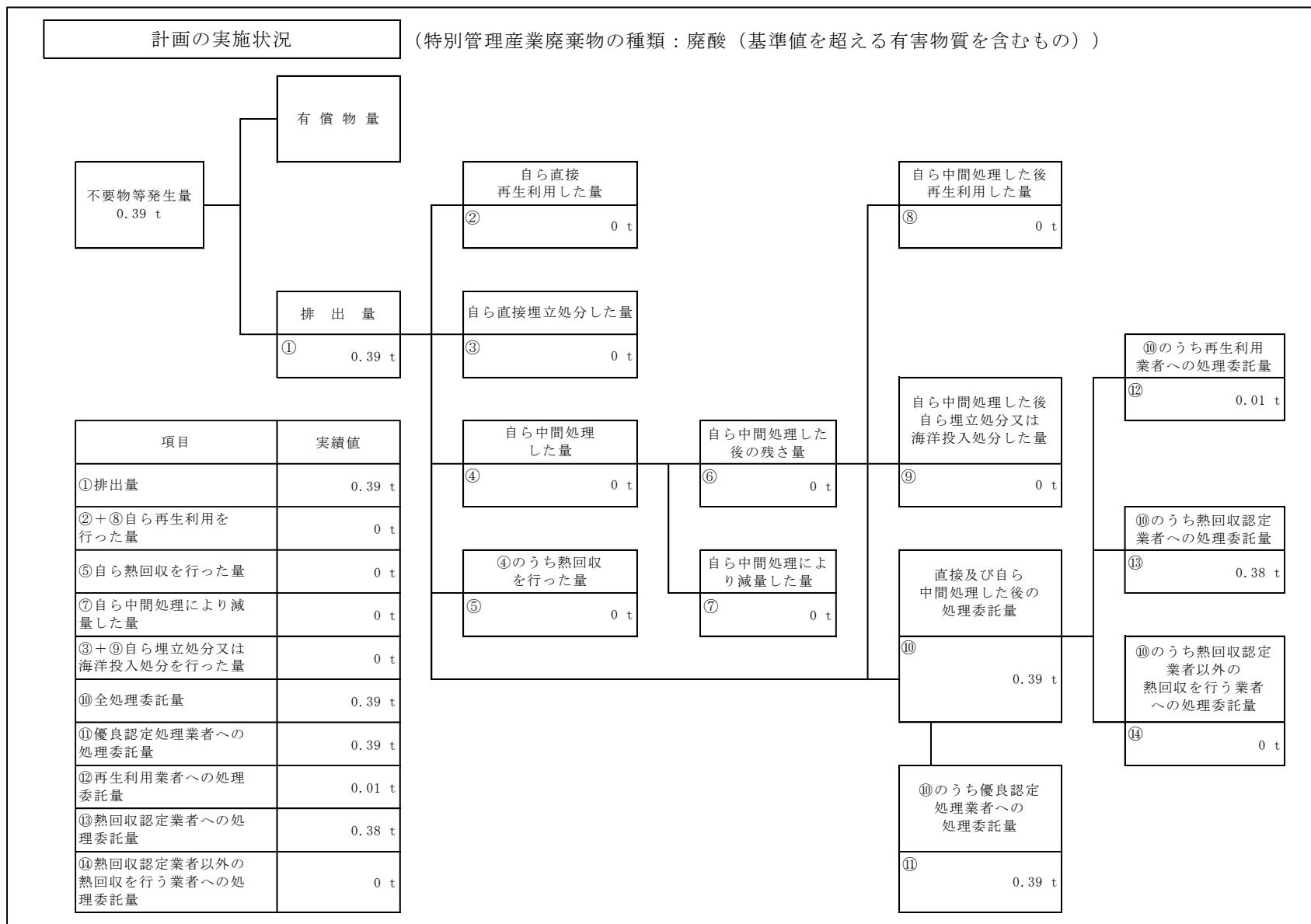
(第2面)



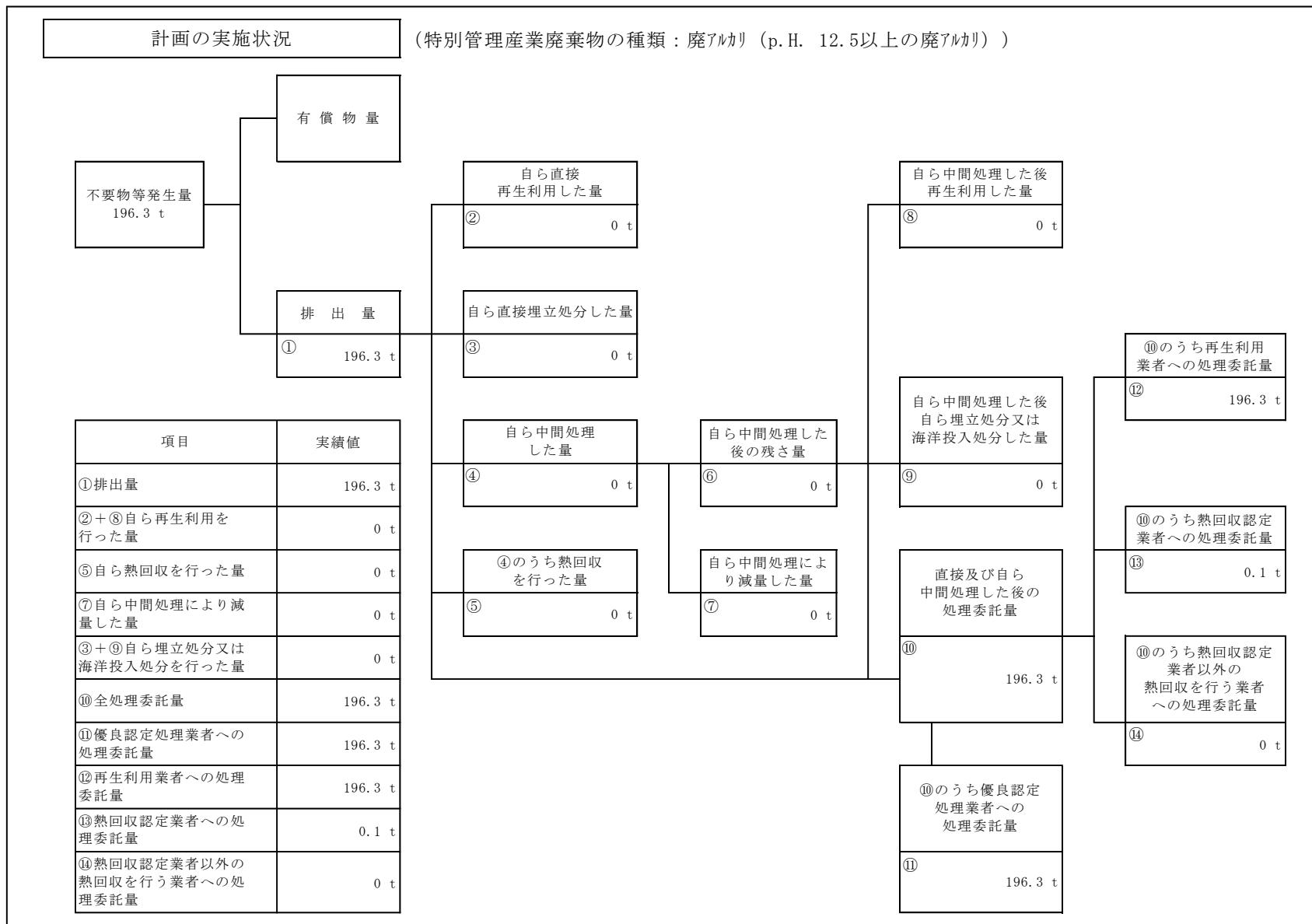
(第2面)



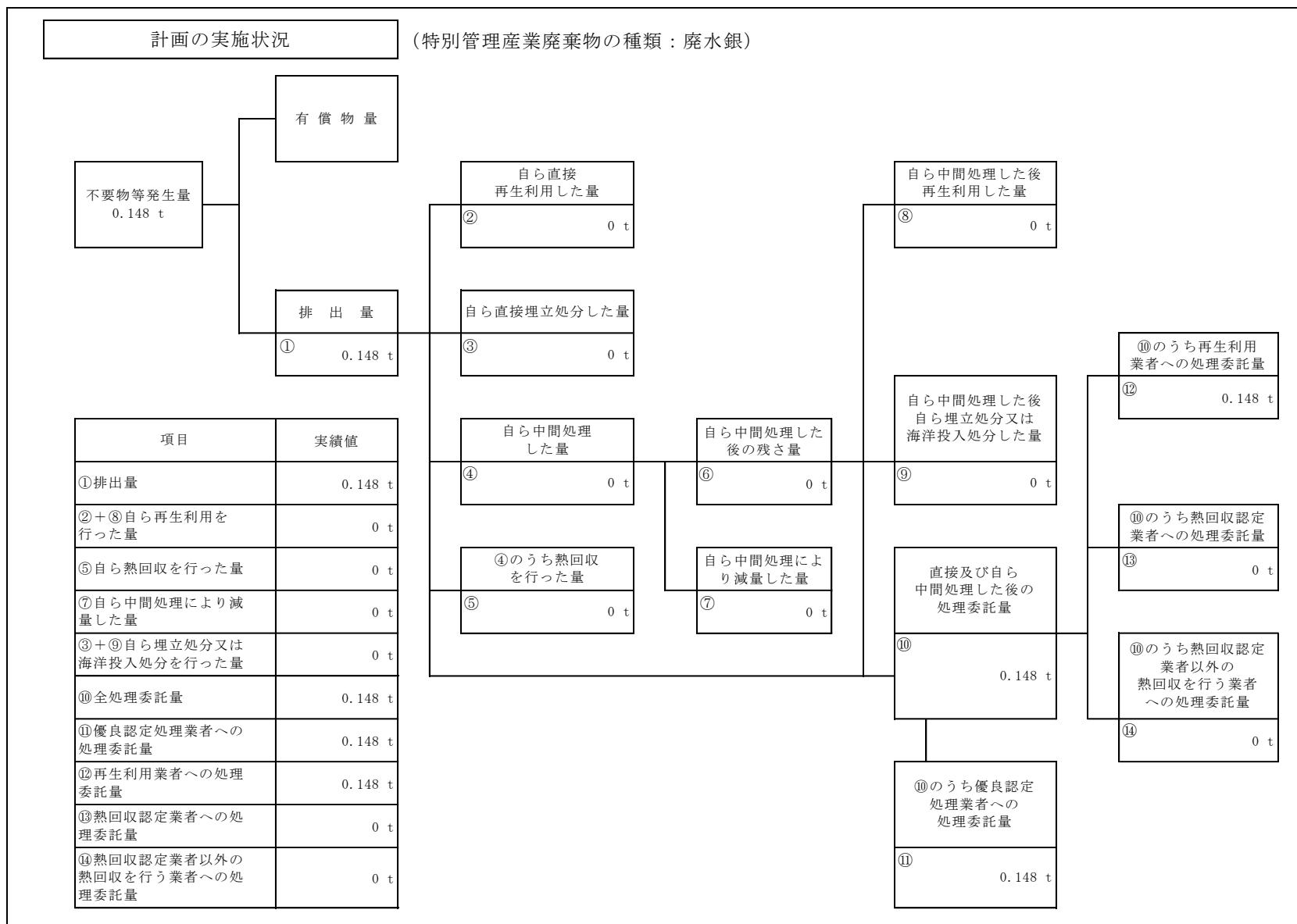
(第2面)



(第2面)



(第2面)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑯の欄のそれぞれに、(1)から(16)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 21日

北九州市長 武内 和久 様

提出者

住 所 川崎市幸区堀川町580番地(リットスキュア東館16階)

氏 名 日揮触媒化成株式会社

代表取締役社長 平井 俊晴

電話番号 044-556-9120

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	日揮触媒化成株式会社 北九州事業所
事 業 場 の 所 在 地	北九州市若松区北湊町13番2号
計 画 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

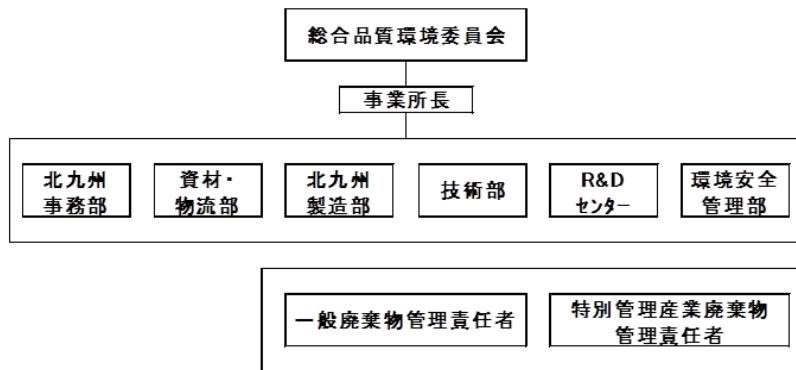
①事 業 の 種 類	化学工業
②事 業 の 規 模	前年度出荷額 36,886百万円
③従 業 員 数	正社員 351名、その他 151名、総数 502名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙とおり(別紙①参照)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項…別紙のとおり(別紙②参照)

①現状	【前年度(年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特になし。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特になし。

(第3面)

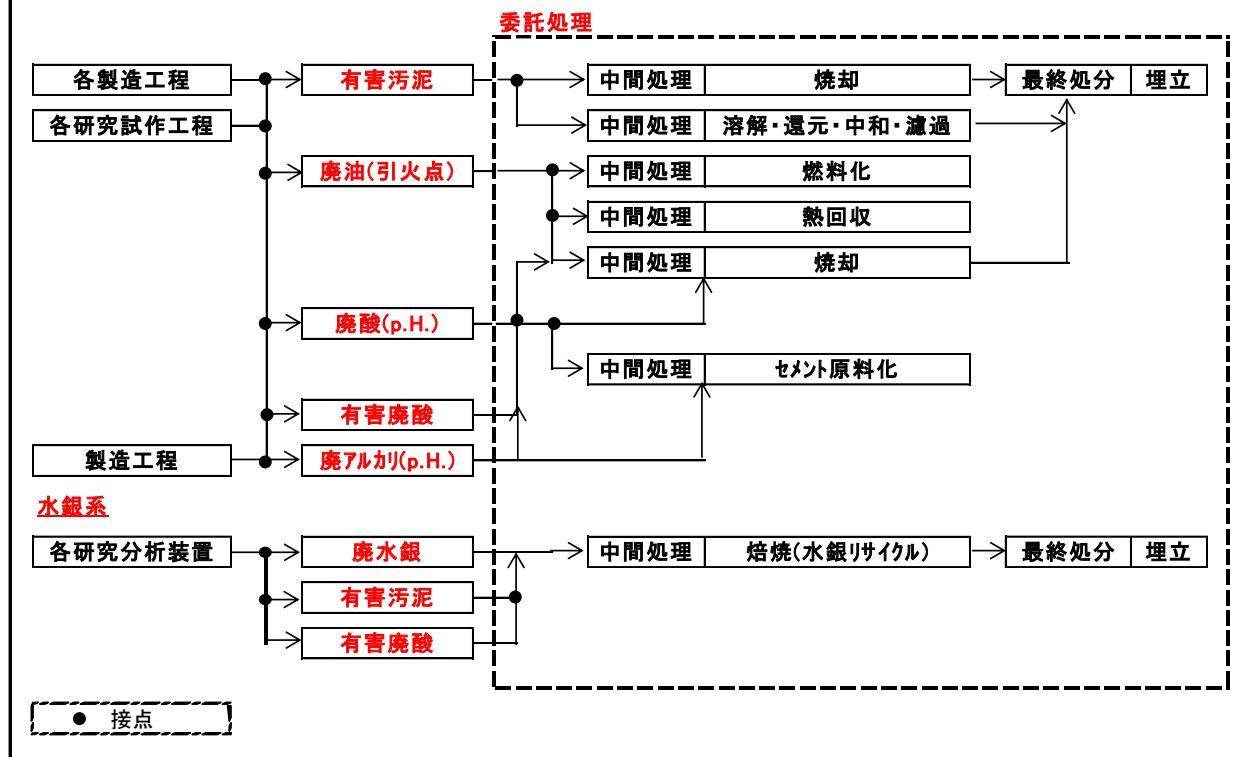
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		
① 現状	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
① 現状	(これまでに実施した取組) 自ら中間処理を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
② 計画	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
② 計画	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら中間処理を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後も自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の発生なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項…別紙のとおり(別紙③参照)			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
【前年度（令和3年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		1013t
	(今後実施する予定の取組等) 引き続き、電子情報処理組織にて運用する。		
※事務処理欄			

別紙①(当該事業場において現に行っている事業に関する事項④に該当)



別紙②

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】							
産業廃棄物の種類	有害汚泥	廃油(引火点)	廃酸(pH)	有害廃酸	廃アルカリ(pH)	廃水銀等	
排出量 (t)	0.003	950	5.91	0.39	196.30	0.1	

① 現状（これまでに実施した取組）

- ・製造工程の見直しにより歩留まりの抑制策継続。廃棄物排出量削減を図る。
 - ・再利用資源化の促進(委託処理先の選択)。

【目標】

産業廃棄物の種類	有害汚泥	廃油(引火点)	廃酸(pH)	有害廃酸	廃アルカリ(pH)	廃水銀等	
排出量 (t)	1	880	6	1	220	1	

※廃アルカリ(p.H.)排出生産量(予算)増加予想。併せて引火点70°Cの廃アルコール[廃油(引火点)]排出生産量(予算)増加予想。

(今後実施する予定の取組)

② 計画・さらに製造工程の見直しにより歩留まりの抑制策継続。廃棄物排出量削減を図る。

- ・引き続き引火点 70°C 以下のアルコール廃液[廃油(引火点)]の処理方法検討し、排出削減を図る。

別紙③

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和4年度)実績】							
① 現状	産業廃棄物の種類	有害汚泥	廃油(引火点)	廃酸(pH)	有害廃酸	廃アルカリ(pH)	廃水銀等
	全処理委託量 (t)	0.003	950	5.911	0.39	196.3	0.148
	優良認定処理業者への 処理委託量 (t)	0.003	950	5.911	0.39	196.3	0.148
	再生利用者への 処理委託量 (t)	0.003	949	5.910	0.01	196.3	0.148
	認定熱回収業者への 処理委託量 (t)	0.001	1	0.001	0.38	0.1	0
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (t)	0	141	0	0	0	0
	(これまでに実施した取組) ・ 資源化、再利用処理業者の選定。						
【目標】							
② 計画	産業廃棄物の種類	有害汚泥	廃油(引火点)	廃酸(pH)	有害廃酸	廃アルカリ(pH)	廃水銀等
	全処理委託量 (t)	1	880	6	1	220	1
	優良認定処理業者への 処理委託量 (t)	1	880	6	1	220	1
	再生利用者への 処理委託量 (t)	1	879	6	0	220	1
	認定熱回収業者への 処理委託量 (t)	0	1	0	1	0	0
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量 (t)	0	131	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取組) ・ 資源化、再利用処理業者の選定。 ・ 優良認定業者の選定。						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。